

【重要】

今般、大学間交流協定に基づく日本人学生の海外留学について、留学先の大学等からの接種の要件化の有無にかかわらず、事前のワクチン接種を義務付けるような動きが一部において確認されていることから、ワクチン接種についての留意点をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和3年6月30日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 留学生交流室

日本人学生の海外留学に当たっての新型コロナワクチン接種について（周知）

各法人におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について、日頃より適切に対応していただき感謝申し上げます。

先日、6月15日付総合教育政策局長及び高等教育局長通知（3文科高第333号）において、大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9か月以上）の海外留学プログラムの再開について、各大学において学生の安全確保に万全を期していただくことをお願いし、併せて、6月22日付「「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ」及び6月25日付高等教育企画課事務連絡において、本人の意思を尊重した接種の必要性、同調圧力や不当な扱いの禁止をお願いしたところ

です。

一方で、大学間交流協定に基づく日本人学生の留学について、留学先の大学等からの接種の要件化の有無にかかわらず、事前のワクチン接種を義務付けるような動きが一部において確認されているところです。ワクチン接種に関しては、政府として本人の意思を尊重することを前提としているところ、各大学においては安全確保策にご配慮いただいた上で、大学拠点接種等もご活用いただきながら希望する学生に接種を進めていただくとともに、一方で、留学を希望する学生が接種を希望しない場合において教育上の不利益が生じることがないように、十分にご留意くださいますようお願いいたします。

【関連ホームページ】

（「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ「大学拠点接種」実施にあたっての留意点等について（周知））

https://www.mext.go.jp/content/20210625-mxt_daigakuc03-000015761-05.pdf

（新型コロナワクチン接種についてのお知らせ（厚生労働省HP））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

（新型コロナワクチンQ&A（厚生労働省HP））

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0053.html>

<本事務連絡担当連絡先>

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

代表：03-5253-4111（内線：3360、2518）

MAIL: ryu-anzen@mext.go.jp